

医業 経情 報

REPORT

Available Information Report for
Medical Management

医業経営

マイナンバーカード普及で
需要が拡大する

オンライン資格 確認の 概要と導入事例

- 1 オンライン資格確認の概要と利用需要の見通し
- 2 オンライン資格確認導入のメリット
- 3 導入手順と補助金の概要
- 4 クリニックにおける導入事例とQ & A

1 | オンライン資格確認の概要と利用需要の見通し

1 | オンライン資格確認とは

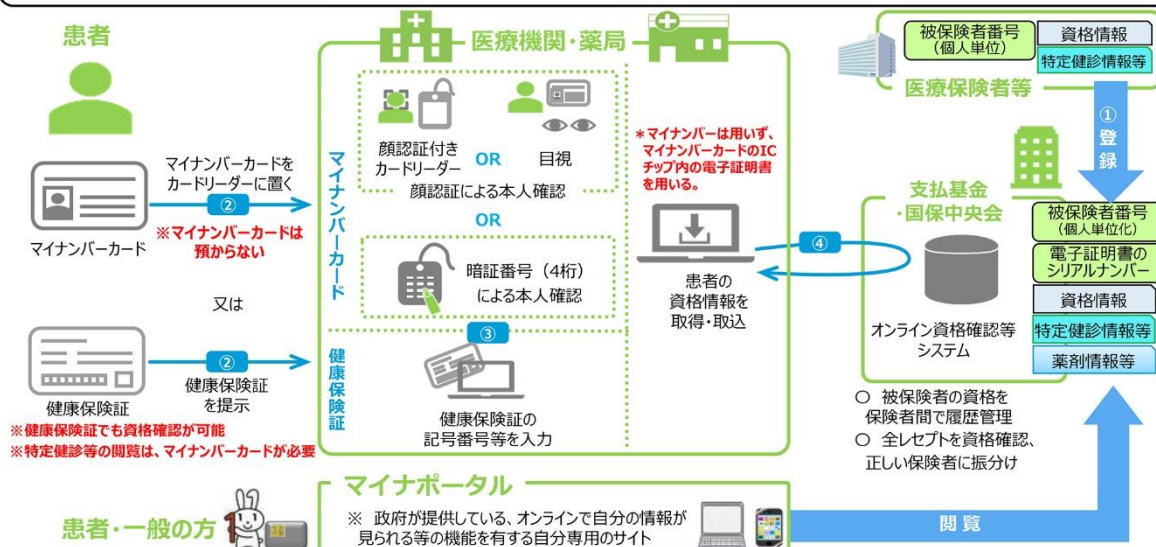
オンライン資格確認導入の背景には、少子高齢化の状況下において、質が高く、効率的な医療・介護サービスを提供するために医療データの利活用基盤を構築し、個人の状態にあった健康管理と医療・介護を提供するという目的があります。医療機関にとっては、オンライン資格確認を導入することにより、必要項目の手入力による作業コストの削減や患者の資格情報をいち早く確認できるようになります。今までは患者の資格確認をするために、健康保険証に記載されている必要な項目（保険証記号・番号、氏名、生年月日、住所など）を医療機関システムへ一つずつ入力する必要がありました。さらに、その場で資格情報を確認することが難しいため、レセプトが返戻された際に被保険者の資格情報がわからず、医療費の一部を医療機関が負担せざるをえないといった現状もありました。

こうした背景の下、オンラインで患者の資格情報を確認できる「オンライン資格確認」が2021年10月からスタートしました。

◆オンライン資格確認の概要

オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認等システムの導入により、
 - ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できるようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による事務コストが削減**できます。
 - ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



（出典）厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

2 | マイナンバーカードによる健康保険証利用の増加が見込まれる

2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、保険医療機関・薬局に、2023年4月からオンライン資格確認導入を義務付け、2024年度中を目途に保険者による健康保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、健康保険証の原則廃止を目指すと明記されました。このことから、政府はマイナンバーカードの健康保険証利用を強く推進していく考えです。

また、2022年6月30日からマイナポイント第2弾が開始され、総務省主導のもと手続きを行うことにより、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みで7,500円分のマイナポイントが付与される事業が実施されています。

この他、マイナンバーカードの取得で5,000円分のマイナポイント（マイナポイント第1弾で既にポイントを取得している場合は対象外）、公金受取口座の登録で7,500円分のマイナポイントをそれぞれ登録した決済事業者を通じて獲得することができます。

◆マイナポイント第2弾の概要



（出典）総務省 2019 マイナポイント事務局ホームページ

このように、マイナポイントを付与することでマイナンバーカードの普及やマイナンバーカードの健康保険証利用を促す取組が行われており、急速にマイナンバーと健康保険証の紐づけが個人単位で行われていくことが考えられます。

一方で、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、医療機関においてオンライン資格確認が導入されている必要があります。

2022年7月24日現在、オンライン資格確認の導入予定施設数割合は、約60%で、医科クリニックに限定すると約50%と、まだまだ普及しているとはいえない状況です。

◆オンライン資格確認システムの導入状況

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

140,040施設 **(61.0%)** / 229,690施設

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

70,012施設 **(30.5%)** / 229,690施設

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

59,161施設 **(25.8%)** / 229,690施設

※ オンライン資格確認の導入予定施設数

	施設数	割合
病院	6,628	81.0%
内科診療所	44,727	49.9%
歯科診療所	37,051	52.4%
薬局	51,634	84.4%

(2022/7/24時点)

参考：全施設数

病院	8,180
内科診療所	89,658
歯科診療所	70,662
薬局	61,190

※ 院内システムの改修などが完了している施設数

	施設数	割合
病院	3,880	47.4%
内科診療所	19,298	21.5%
歯科診療所	15,446	21.9%
薬局	31,388	51.3%

	施設数	割合
病院	3,417	41.8%
内科診療所	15,578	17.4%
歯科診療所	12,575	17.8%
薬局	27,591	45.1%

(出典) 厚生労働省 オンライン資格確認の導入について (医療機関・薬局、システムベンダ向け)

利用実績をみると、オンライン資格確認がスタートし、今日に至るまで順調に利用件数が増加しています。2022年6月の利用件数をみると、約5,200万件の利用件数が確認され、マイナンバーカードでの資格確認は約26万件あり、今後も利用増加が見込まれます。

◆入院患者数推計

■運用開始施設における資格確認の利用件数

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

期間	合計 (件)	マイナンバーカード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
10月分(10/20~10/31)	5,442,891	58,178	4,069,008	1,315,705
11月分(11/1~11/30)	16,481,919	104,727	12,683,446	3,693,746
12月分(12/1~12/31)	19,741,726	97,041	15,561,411	4,083,274
1月分(1/1~1/31)	21,029,673	92,595	16,661,849	4,275,229
2月分(2/1~2/28)	22,967,369	99,960	18,553,678	4,313,731
3月分(3/1~3/31)	33,964,315	159,932	28,019,433	5,784,950
4月分(4/1~4/30)	40,175,982	194,879	33,924,927	6,056,176
5月分(5/1~5/31)	42,425,883	183,458	35,999,715	6,242,710
6月分(6/1~6/30)	51,618,421	258,533	43,947,295	7,412,593
総計	253,848,179	1,249,303	209,420,762	43,178,114

【6月分の内訳】

	合計 (件)	マイナンバーカード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
病院	8,335,001	39,577	2,786,134	5,509,290
内科診療所	11,830,836	62,229	11,229,398	539,209
歯科診療所	3,886,469	42,844	2,520,558	1,323,067
薬局	27,566,115	113,883	27,411,205	41,027
総計	51,618,421	258,533	43,947,295	7,412,593

(出典) 厚生労働省 オンライン資格確認の導入について (医療機関・薬局、システムベンダ向け)

2 | オンライン資格確認導入のメリット

1 | オンライン資格確認導入のメリット

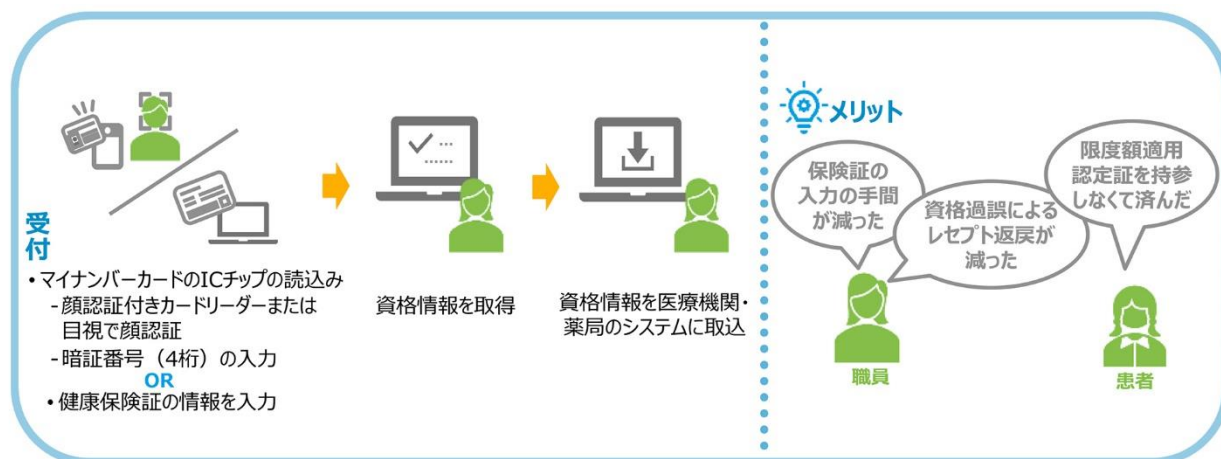
オンライン資格確認を導入することで様々なメリットがあります。そのうち、「厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）」に示されている主な導入メリット等について紹介していきます。

(1) 即時に資格確認ができることでレセプト返戻が減り、窓口の手間を削減できる

オンライン資格確認を導入することで患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が軽減されます。

ただし、資格確認の対象となるのは、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は運用開始時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

◆オンライン資格確認による受付



（出典）厚生労働省：オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を～データヘルスの基盤として～

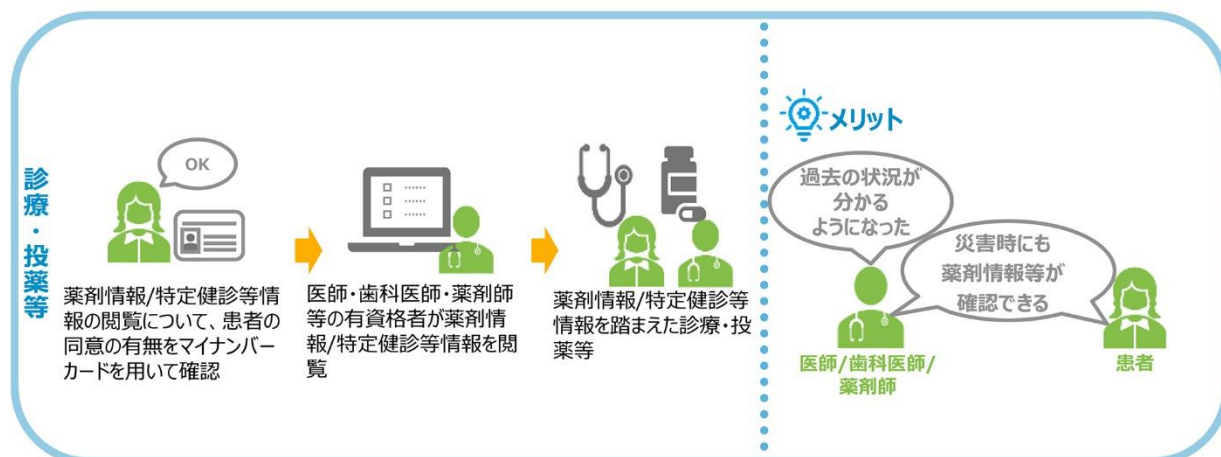
(2) 薬剤情報や特定健診等情報を閲覧できる

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することができるようになり、マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、薬剤情報や特定健診等情報を医療機関・薬局で閲覧するこ

とが可能です。薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

注意点としては、「マイナンバーカードによる資格確認」でなければ患者の薬剤情報・特定健診等情報を取得することができないという点です。

◆薬剤情報や特定健診等情報の閲覧



(出典) 厚生労働省：オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を～データヘルスの基盤として～

(3)来院前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

◆オンライン資格確認における一括照会

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x

照会したい患者のリストを作成

健康保険証の記号番号等で照会

※無効
保険資格の有効期限切れにより失効している場合等
※該当資格なし
必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある、新しい保険者のデータ登録が間に合っていない、個人番号が未登録な場合等

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	無効 ※
...	...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	該当資格なし ※

(出典) 厚生労働省：オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を～データヘルスの基盤として～

(4) 限度額適用認定証等の連携

オンライン資格確認を導入すれば、加入者（患者）から保険者への申請がなくても自己負担の限度額情報を取得でき、患者は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

◆医療機関で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）

※特定疾病療養受療証はマイナンバーカードによるオンライン資格確認の時のみ、本人が同意した場合、医療機関・薬局で閲覧可能とする。

（出典）厚生労働省：オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を～データヘルスの基盤として～

2 | オンライン資格確認導入による診療報酬上のメリット

2022年診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認を導入していれば診療報酬で「電子的保健医療情報活用加算」を算定できます。ただし、マイナンバーカードによる資格確認でなければ患者の薬剤情報・特定健診等情報を取得することができないため、算定できるのは、2024年3月31日までの時限的措置である初診時の3点のみとなります。

◆電子的保健医療情報活用加算の概要

●算定要件

電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合に、月1回に限り算定する。

●点数

初診の場合：7点（初診料に加算） ・ 再診の場合：4点（再診料に加算）

●施設基準

（1）電子情報処理組織の使用による請求を行っていること

（2）電子資格確認を行う体制を有していること

（3）電子資格確認に関する事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること

●経過措置

2024年3月31日までの期間に限り、診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者の診療情報の提供を受けた場合は、初診の場合のみ3点の加算が可能。

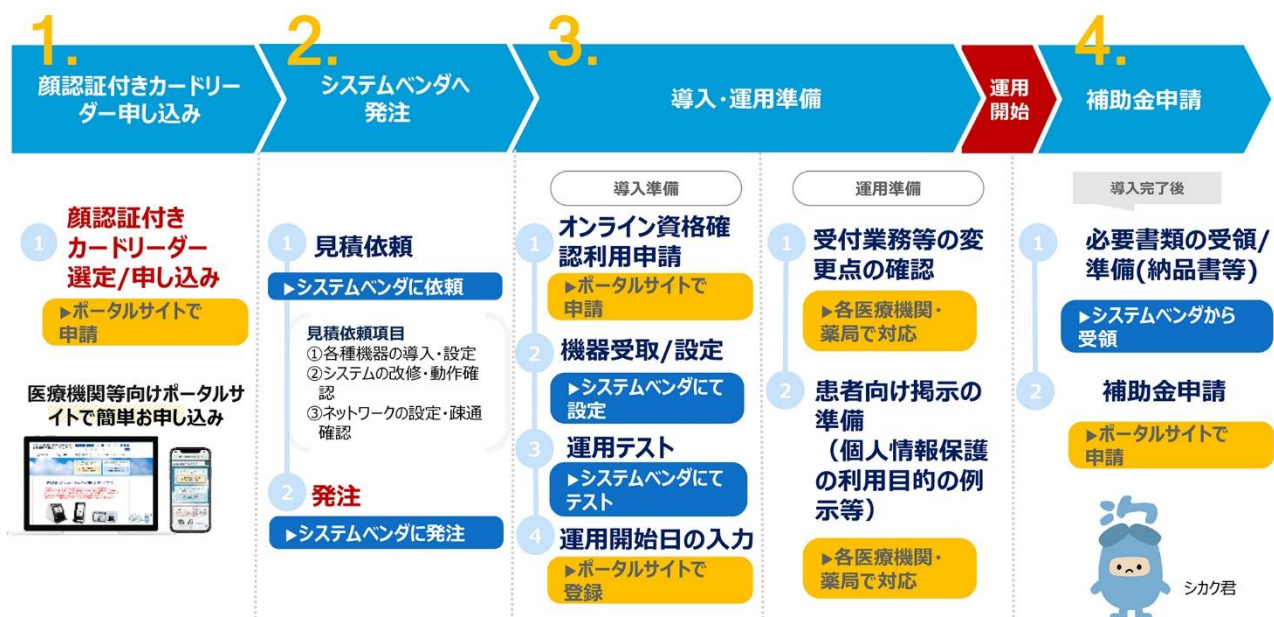
※経過措置の期間内であれば、初診の患者がマイナンバーカードを持参しなかった場合でも、初診料に3点を加算することができる。再診の場合は経過措置の対象外。

3 | 導入手順と補助金の概要

1 | オンライン資格確認の利用に向けた準備作業

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は、以下の4ステップです。

◆準備作業のステップ



（出典）厚生労働省：オンライン資格確認の導入で事務コストの削減とより良い医療の提供を～データヘルスの基盤として～

(1) 顔認証付きカードリーダー選定・申し込み

医療機関等向けポータルサイトの「顔認証付きカードリーダーカタログ」にて、製品紹介動画等を閲覧の上、いずれの製品を希望するかを検討します。2022年7月10日現在では、5社の製品から選択することができます。

◆顔認証付きカードリーダーのメーカーと製品名

- 富士通Japan 株式会社 ⇒ Caora (PD-CA01)
- パナソニック コネクト株式会社 ⇒ 顔認証付きカードリーダー (XC-STFR2JMN)
- 株式会社 アルメックス ⇒ Sma-paマイナタッチ (CPS-100W)
- キヤノンマーケティングジャパン株式会社 ⇒ Hi-CARA (UFT-S190S (NU))
- アトラス情報サービス株式会社 ⇒ EXC-9000

(2)システムベンダへ発注

システムベンダへ連絡し、見積りを依頼する際に「導入を希望する時期」「顔認証付きカードリーダーの製品名」を伝えます。見積り内容を確認した後に発注します。

(3)導入・運用準備

オンライン資格確認利用申請を医療機関等向けポータルサイトで行います。オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請することが可能です。

導入作業完了後、システムベンダによる運用テストを行います。システムの導入や運用開始の準備が完了したら、医療機関等向けポータルサイトでの運用開始日の入力を行います。

医療機関等向けポータルサイトに掲載の動画【導入後の業務と機能編】、運用マニュアル等で導入後の受付業務等の流れを確認した後、オンライン資格確認の導入を踏まえた受付業務等の変更点も確認します。

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」については、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要です。

◆個人情報保護の利用目的の例示

オンライン資格確認を導入する医療機関等における個人情報の利用目的の例示

【対照表】

別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的 (医療機関等の場合) *	オンライン資格確認を導入した医療機関等における 個人情報の利用目的の例示
【患者への医療の提供に必要な利用目的】 〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕 (略) 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、 －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・医療保険事務のうち、 －保険事務の委託 －審査支払機関へのレセプトの提出 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知 ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 【上記以外の利用目的】 (略)	【患者への医療の提供に必要な利用目的】 〔医療機関等の内部での利用に係る事例〕 (略) 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、 －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携 －他の医療機関等からの照会への回答 －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 －検体検査業務の委託その他の業務委託 －家族等への病状説明 ・医療保険事務のうち、 －保険事務の委託 －審査支払機関へのレセプトの提出 －審査支払機関又は保険者への照会 －審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知 ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等 【上記以外の利用目的】 (略)

(出典) 厚生労働省 オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き

また、オンライン資格確認に対応していることを示すポスター・ステッカーの掲示を行います。ポスター・ステッカーや顔認証付きカードリーダーの使い方等の広報物は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(4)補助金申請

オンライン資格確認関係補助金申請を行います。補助金申請は、医療機関等向けポータルサイトで申請可能です。

2 | 補助金の概要

補助金の概要は以下のとおりです。クリニックにおいては、申請することで顔認証付きカードリーダーが1台無償提供されます。

その他、オンライン資格確認に必要となる請求回線の導入や、レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等も補助の対象となります。

補助は、2023年3月末までに補助対象事業を完了させ、2023年6月末までに補助金交付申請をしたものが対象となります。

◆補助金の概要

医療機関・薬局への補助

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院3台まで、診療所等1台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

※ 補助が出る期間は、令和5年3月末までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月末までに補助金交付申請をしたものが対象となります。

（出典）厚生労働省 オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

4 | クリニックにおける導入事例とQ & A

以下に、医療機関等向けポータルサイトで掲載されているオンライン資格確認の導入事例を紹介します。

1 | 受付業務の負荷を大幅に削減できた事例

(1) オンライン資格確認を導入しようと思った理由

A内科クリニックは、地域に根ざした医療機関としての信頼を築いてきました。親子代々の患者に加え、地域性から転勤族も多く、様々な年代層を対象にホームドクターとして循環器科を中心とした一般内科診療を手がけています。

オンライン資格確認を導入しようと思った理由は、健康保険証だけでは正しい本人確認ができない等の理由から導入を検討されました。

◆オンライン資格確認を導入しようと思った理由

- 転勤族が多いという土地柄もあって、オンライン資格確認による本人確認に魅力を感じたから
- マイナンバーカードでの本人確認により、最新の資格情報を確認できるだけでなく、診療に有用な二次情報（薬剤情報等）も閲覧できるから
- 本人確認が簡単確実にできるシステムの利便性を感じたから

(2) オンライン資格確認導入による効果

オンライン資格確認の仕組みを活用し、受付業務が改善されました。スタッフからは「業務量が2割程度は減少した」という声も挙がりました。

また、初診患者でマイナンバーカードを持参されたときは、入力作業がほとんどないこともスタッフから喜ばれたようです。

◆オンライン資格確認導入による効果

- マイナンバーカードの有無に関わらず、健康保険証記号・番号でレセプトコンピュータから照会することで、有効性が即座に確認できる
- 健康保険証情報の見直し作業が削減され、スタッフの作業時間や資格過誤による対応が減ることでスタッフの心労が確実に軽減される

2 | マイナンバーカード利用を積極的に啓発し、多くのメリットを享受した事例

(1) オンライン資格確認を導入しようと思った理由

B眼科クリニックは、駅直結で利便性の高いビル内に位置し、年齢を問わずさまざまな患者が来院します。オンライン事前予約やWeb問診の導入など、患者さん向けに積極的なデジタル化を推進しています。

オンライン資格確認を導入しようと思った理由は、マイナンバーカードを持参すれば、顔認証付きカードリーダーですぐに本人確認ができ、利便性が高いからです。

◆オンライン資格確認を導入しようと思った理由

- 健康保険証だけでは本人確認が不十分なので、マイナンバーカードによる確実な本人確認システムが必要だと感じたから
- 資格情報もその場で確認できるので、数ヶ月も経った後、レセプト返戻による患者とのやりとりや事務手続きをなくせるから

(2) オンライン資格確認導入による効果

患者には積極的なマイナンバーカード利用を促しており、主にマイナンバーカードによる資格確認を行っています。マイナンバーカードを持参していない患者には健康保険証による資格確認を行っていますが、来院される患者さんの約半数はマイナンバーカードを利用しているため、受付の業務量が大幅に減りました。

◆オンライン資格確認導入による効果

- 本人確認がすぐに、また確実にできる点が最も大きい
- 以前はスタッフ3名で行っていた受付業務を、今では1名で回せるほど受付業務の効率化が実現できた
- 住所や氏名、保険者番号などの情報が自動的に電子カルテに連携されるので、カルテを作成する作業が大幅に削減できた
- マイナンバーカードを診察券の代用として使えるため、マイナンバーカード1枚で済ませる形に変更し、診察券を発行する手間がなくなった。診察券の発行や電子カルテとの連携などに必要だったコストが浮いたことも非常に大きい

3 | オンライン資格確認に関するQ&A

最後に、医療機関等向けポータルサイトで掲載されているオンライン資格確認に関するQ&Aを一部紹介いたしますので、導入検討の際に参考にしてください。

◆オンライン資格確認に関するQ&A

Q 1	医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのか？
A 1	医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはない。 オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用する。
Q 2	オンライン資格確認は必ず導入しなければならないか？
A 2	今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えるので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討が必要。
Q 3	患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるか？
A 3	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要。 なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができる。
Q 4	マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはあるか？
A 4	医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預からない。 患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく。 汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せる。
Q 5	「窓口でマイナンバーカードは預からない」とのことであるが、障がいのある方などへの介助をする際にも認められないのか？
A 5	患者の希望により、本人の前で支援を行うことを妨げるものではない。
Q 6	レセプトのオンライン請求を利用していないが、オンライン資格確認を始めることはできるか？
A 6	オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能となる。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となる。

■参考資料

厚生労働省：オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

総務省：2019 マイナポイント事務局ホームページ

社会保険診療報酬支払基金：オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

医業経営情報レポート

マイナンバーカード普及で需要が拡大する オンライン資格確認の概要と導入事例

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。